

議案第162号

町の区域を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更するものとする。

平成29年9月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

(別紙)

変 更 調 書

北袋町1丁目に編入する区域
吉敷町4丁目271の2

(平成29年6月1日調査)